

令和 7 年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託に係る入札の
実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、
制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令
第 16 号）第 167 条の 6、那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）
第 4 条第 1 項及び那覇市上下水道局契約事務規程（平成 17 年那覇市水道
局規程第 1 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のように公告する。

那 覇 市 長

知 念 覚

那覇市上下水道事業管理者 屋比久 猛義



1 入札に付する事項

- | | |
|------------|--|
| (1) 件 名 | ①令和 7 年度那覇市庁舎等清掃業務委託
(別表 1「清掃業務委託案件一覧」のとおり)
②令和 7 年度那覇市庁舎等警備業務委託
(別表 2「警備業務委託案件一覧」のとおり) |
| (2) 履行場所 | 別表 1、別表 2 のとおり |
| (3) 履行内容 | 各業務委託の仕様書のとおり
(仕様書は入札説明会にて配布) |
| (4) 契約予定日 | 令和 7 年 4 月 1 日
ただし、契約形態が債務負担行為の案件については、
令和 7 年 3 月 3 1 日までに契約締結を行う。 |
| (5) 履行期間 | 別表 1、別表 2 のとおり |
| (6) 最低制限価格 | 設定あり
(なお、最低制限価格は公表しない) |
| (7) 特記事項 | 長期継続契約案件の入札及び契約には、次の条件を付
す。 |

ア 各年度における長期継続契約の経費の範囲内で
契約を締結又は継続するものであること。

イ 予算の減額又は削除による契約の変更又は解除
の場合があること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

(1) 那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務の委託に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱第5条第1項の名簿に登録されている者であること。

①清掃業務にあつては、「清掃業」又は「環境衛生総合管理業」の登録を受けていること。

②警備業務にあつては、1号警備の登録を受けていること。なお、警備業務委託案件一覧（別表2）の案件番号6「明治橋貸切バス待機場運営管理業務委託」については、1号警備及び2号警備の登録を受けていること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

(3) 沖縄県内に本店があること。

(4) 本市内に、本店、支店又は営業所のいずれかがあること。

(5) 清掃業務にあつては、「清掃業」又は「環境衛生総合管理業」に関して管轄する保健所の登録を受けていること。

(6) 警備業務にあつては沖縄県公安委員会の認定を受けていること。

(7) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号の暴力団又は、同条第2号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。

(8) 本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。

(9) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規

定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格願を再度提出し、審査を経て有資格者として認定され資格者名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。）

(10) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。(公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。(9)に該当するものを除く。)

(11) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第2条第2号の欧州連合の供給者については、清掃業務委託案件一覧(別表1)の案件番号2「那覇市上下水道局庁舎清掃業務委託」に限り、上記(1)(3)(4)(5)にかかわらず、次のとおり取り扱うものとする。

上記(1)に係る名簿に登録がない欧州連合の供給者が、那覇市庁舎等清掃業務委託競争入札参加資格審査申請を行う場合は、次のア・イ・ウの方法によること。

ア 申請書配布及び受付期間：

令和7年2月17日(月)～令和7年2月28日(金)

イ 申請書配布方法：当市ホームページからダウンロード

ウ 申請要領：「欧州連合の供給者による令和7年度那覇市庁舎等清掃業務委託競争入札参加資格審査申請要領」参照。

エ 業務概要：別表3のとおり

3 契約条項を示す場所 各案件の所管課(別表1、別表2のとおり)

4 入札説明会の日時・場所

	清掃業務委託	警備業務委託
日時	令和7年3月7日(金) 受付 午前9時00分 説明 午前9時10分	令和7年3月7日(金) 受付 午後1時30分 説明 午後1時40分

場所	那覇市役所本庁舎 12 階 第 1 研修室 (那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号)
----	---

5 入札執行の日時など

(1) 入札執行の日時・場所

	清掃業務委託	警備業務委託
日時	令和 7 年 3 月 21 日(金) 受付 午前 9 時 00 分 説明 午前 9 時 10 分 入札 午前 9 時 30 分	令和 7 年 3 月 21 日(金) 受付 午後 1 時 30 分 説明 午後 1 時 40 分 入札 午後 2 時 00 分
場所	那覇市役所本庁舎 12 階 第 1 研修室 (那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号)	

(2) 入札時提出書類

ア 入札書（本市様式）

イ 代理人が入札する場合にあっては委任状（本市様式）

(3) 入札書の記載方法

入札書には、自己の見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。この金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（この金額に 1 円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。）が契約金額となる。

(4) 特記事項

この公告（債務負担行為の案件を除く）は、令和 7 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本入札案件は、令和 7 年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある。

6 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づく場合は免除する。※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の 100 分の 5 を支払うものとする。

7 契約保証金

契約保証金として、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を納付しなければならない。ただし、那覇市契約規則第 30 条第 1 項の規定に該当する場合は免除することもある。

8 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印（代表者印は印鑑証明書の印または使用印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印）を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札の場合は、当該再度入札に係る案件の初度（3 回目の場合は、初度及び 2 回目）の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) 落札の件数制限に違反した入札
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札

9 落札の件数制限

落札できる件数は、清掃業務委託及び警備業務委託のそれぞれにおいて次の表のとおりとする。

なお、落札の件数制限は、本入札において落札した案件を対象とする。
（令和 6 年度以前の契約で複数年契約（長期継続契約等）は、落札の件数制限

の対象とはしない。)

	清 掃 及 び 警 備
Aランクの者	A級1件及びB級1件
	A級1件及びC級1件
	B級2件
	B級1件及びC級1件
	C級2件
Bランクの者	B級1件
	C級2件
Cランクの者	C級1件

10 落札者の決定の方法

- (1) 本件入札は、総価によって行い、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行った入札参加者が2者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。

11 落札決定後の提出書類（落札者のみ提出）

落札者は、指定された期日までに最低賃金遵守誓約書（本市様式）を各案件の所管課へ提出すること。

12 正当報酬受領証の提出

契約を締結した者は、各案件の仕様書又は契約書に定めるとおり、正当報酬受領証の写しを提出すること。

13 お問合せ先

那覇市 総務部 管財課 庁舎管理グループ
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号
電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

別表 1 : 清掃業務委託案件一覧

案件番号	等級	件名	施設名	契約形態	契約年数	履行期間		所管課
						開始年月日	終了年月日	
1	A	那覇市公民館・図書館及び人材育成支援センター清掃業務委託	那覇市公民館・図書館、人材育成センター	単年度	1年	令和7年4月1日	令和8年3月31日	中央公民館
2	A	那覇市上下水道局庁舎清掃業務委託	那覇市上下水道局庁舎	長期継続契約	2年	令和7年4月1日	令和9年3月31日	上下水道局総務課
3	B	消防局庁舎清掃業務委託	那覇市消防局庁舎	債務負担行為	2年	令和7年4月1日	令和9年3月31日	消防局総務課
4	B	壺屋博物館清掃業務委託	那覇市立壺屋蛇物博物館	長期継続契約	2年	令和7年4月1日	令和9年3月31日	文化財課
5	B	那覇市津波避難ビル清掃業務委託	那覇市津波避難ビル	長期継続契約	4年	令和7年4月1日	令和11年3月31日	防災危機管理課
6	C	那覇市IT創造館清掃業務委託	那覇市IT創造館	単年度	1年	令和7年4月1日	令和8年3月31日	商工農水課
7	C	ともかぜ振興会館清掃業務委託	ともかぜ振興会館	単年度	1年	令和7年4月1日	令和8年3月31日	平和交流・男女参画課
8	C	公衆便所（前島北、鳥堀、栄町）清掃及び保守管理業務	前島北公衆便所、鳥堀公衆便所、栄町公衆便所	長期継続契約	2年	令和7年4月1日	令和9年3月31日	クリーン推進課
9	C	首里支所庁舎清掃業務委託	首里支所	長期継続契約	2年	令和7年4月1日	令和9年3月31日	ハイサイ市民課首里支所

10	C	那覇市歴史博物館清掃業務委託	那覇市歴史博物館	単年度	1年	令和7年4月1日	令和8年3月31日	文化財課
11	C	小緑支所庁舎清掃業務委託	那覇市役所小緑支所庁舎	長期継続契約	2年	令和7年4月1日	令和9年3月31日	ハイサイ市民課小緑支所

別表2：警備業務委託案件一覧

案件番号	等級	件名	施設名	契約形態	契約年数	履行期間		所管課
						開始年月日	終了年月日	
1	A	壺屋焼物博物館警備・料金徴収・展示室監視業務委託	那覇市立壺屋焼物博物館	長期継続契約	2年	令和7年4月1日	令和9年3月31日	文化財課
2	A	なは市民協働プラザ警備業務委託	なは市民協働プラザ	単年度	1年	令和7年4月1日	令和8年3月31日	まちづくり協働推進課
3	A	那覇市IT創造館警備業務委託	那覇市IT創造館	単年度	1年	令和7年4月1日	令和8年3月31日	商工農水課
4	A	玉陵警備業務委託	玉陵	長期継続契約	2年	令和7年4月1日	令和9年3月31日	文化財課
5	A	識名園警備業務委託	識名園	長期継続契約	2年	令和7年4月1日	令和9年3月31日	文化財課
6	A	明治橋貸切バス待機場運営管理業務委託	明治橋貸切バス待機場	単年度	1年	令和7年4月1日	令和8年3月31日	観光課

7	A	首里支所庁舎警備業務委託	首里支所	長期継続契約	2年	令和7年4月1日	令和9年3月31日	ハイサイ 市民課 首里支所
8	B	那覇市学校給食センター警備業務委託	首里・小禄・真和志学校給食センター	長期継続契約	3年	令和7年4月1日	令和10年3月31日	学校給食 課
9	C	令和7年度首里石嶺町調整池巡回警備業務委託	首里石嶺町雨水調整池	債務負担行為	1年	令和7年4月1日	令和8年3月31日	下水道課
10	C	小禄支所庁舎警備業務委託	那覇市役所小禄支所庁舎	長期継続契約	2年	令和7年4月1日	令和9年3月31日	ハイサイ 市民課 小禄支所
11	C	令和7年度中心市街地市管理道路巡回啓発業務委託	中心市街地市管理道路	単年度	1年	令和7年4月1日	令和8年3月31日	道路管理 課
12	C	那覇市津波避難ビル機械警備保安業務委託	那覇市津波避難ビル	長期継続契約	5年	令和7年4月1日	令和12年3月31日	防災危機 管理課

別表3:業務概要表

案件②	<u>那覇市上下水道局庁舎清掃業務委託</u>		
履行期間	2025年4月1日 ～ 2027年3月31日(24か月)		
契約形態	長期継続契約		
施設名 所在地 施設の規模	那覇市上下水道局 庁舎	〒900-0006 那覇市おもろまち1丁目1番1号 A棟:1階～4階 B棟:1階～2階 その他敷地(庁舎前広場、駐車場等)	8,810.19 m ²
業務概要	1 清掃内容 (1)主な日常清掃 ①玄関・廊下・階段等の掃き・拭き掃除 ②トイレ清掃 ③ごみ回収・分別・保管 ④庁舎等を巡回しながら粗ごみ拾い ⑤ガラス拭き ⑥灰皿処理 ⑦消耗品(トイレトーパー、手洗い石鹸)の補充 ⑧駐車場(周辺花壇含む)及び池のごみ拾い (2)主な定期清掃 ①ワックス塗布清掃(年2回) ②ガラス清掃(年1回) ③池及び池の壁面の清掃(年3回) ④床面剥離清掃(2年に1回) 2 清掃時間 (1)日常清掃(1日単位の短い周期で日常的に行う清掃をいう。) 「那覇市の休日定める条例」に定める休日を除いた日の午前7時から午後3時30分及び12月29日の午前7時から正午とする。 (2)定期清掃は水道局の業務に支障がないように行うこと(ワックス清掃及び床面剥離清掃は日曜日又は休日等)。		